



健康寿命延伸都市・松本

入札・契約制度に関する提言書

松本市議会

1 はじめに

入札・契約制度に関しては、競争性、透明性、経済性を確保しつつ、地域経済の活性化の観点から地元企業の受注機会拡大への配慮、品質・労働福祉の向上、事務の効率性の向上等社会・経済状況に応じた不断の改革が求められています。

本市においても、一般競争入札の拡大、総合評価落札方式の試行、最低制限価格制度の導入等適正な制度の実施に向けてさまざまな取組みがなされ、議会でもその都度報告を受けてきているところです。

松本市議会では、平成22年度に総務委員会において「入札のあり方について」をテーマとして設定し、建設工事関係を中心に調査・研究を行いました。

総務委員会の検討結果をもとに、本市の今後の入札・契約制度に関して次のとおり提言します。

2 提言事項

(1) 総合評価落札方式について

施工実績・工事成績や地域貢献実績を重視した「特別簡易型総合評価方式」を試行中ですが、これまでの実績は6件という状況です。

この方式は、対象工事及び落札決定基準を決定するのに、現状、県が設置する長野県総合評価事業審査会の意見を聞くことになっていることや、価格以外の評価点の申請、価格以外の評価の公表、疑義の受付等を行う必要があり、契約までに要する日数も長く、事務的にも煩雑で拡大しにくい状況にあると思われます。

しかし、優良事業者の受注機会の可能性を高めるこの方式は、今後一定程度増やしていく必要があると考えます。

実績が非常に少ない状況ですので、積極的に実績を積み重ね、検証を行い、県に頼らない実施体制の確立、価格点以外の評価項目・配点の検討も含め、今後の方向性を定めてください。

(2) 入札・契約事務の電子化について

電子入札は、事務処理の効率化、入札参加者の事務軽減、談合の防止等に多くの効果が見込まれます。県は平成17年から実施しており、県内他市でも導入事例があります。現在、本市が進めるコンピュータシステムの最適化事業のなかで、導入に向けて検討中ということがですが、システムの内容、費用面等精査を行い導入に向けた検討を進めが必要です。

また、入札参加者への設計図書の提供については、平成22年9月から一部ホームページ上で閲覧ができる取組みがされています。事業課ごとの積算ソフトにより対応できないものもあるとのことですが、できることから拡大し、あわせて最適化事業のなかで検討してください。

(3) 最低制限価格制度について

最低制限価格については、平成22年11月に価格の設定基準の見直しが行われましたが、国等の実施後、本市の見直しまでに1年余のタイムラグが生じています。最低制限価格の設定基準は、それぞれの自治体が地域の実情に応じて設定すべきものですが、今後、社会・経済状況、入札の動向を注視し、状況に応じたすみやかな対応に努めてください。

3 おわりに

入札・契約制度に関しては、適正な制度の実現に向けて理事者において、これまでさまざまな見直しがされてきており、総務委員協議会での要望が見直しに反映されてきた経過もあります。この制度は、その時々の社会・経済状況に応じて迅速な見直しを図っていく必要があります。また、契約所管部署と事業課との連携が適時適切な発注につながることになります。

理事者におかれでは、適正な制度の実現に向けて全庁的に取り組まれることを期待します。

